

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります

平成20・21年度の保険料率が決定しました

現在の老人保健制度に代わり、75歳以上(一定の障害がある方で広域連合において認定を受けた65歳以上の方を含む)の方を対象(被保険者といいます)とした新しい後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を負担していただきます。このたび、被保険者のみなさんにご負担いただく保険料率が決まりましたのでお知らせします。

保険料率	均等割額	43,924円
	所得割額	8.07%



1人あたりの保険料額

すべての被保険者に等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて負担していただく所得割額を合計した額を保険料としてご負担いただきます。(保険料額は年50万円が上限となります。)

計算式

均等割額	+	所得割額	=	1人あたりの保険料額
43,924円		(前年の総所得額等 - 33万円) × 8.07%		

(例) 前年の総所得額が80万円の方の場合

均等割額	+	所得割額	=	81,853円(年額)
43,924円		(80万円 - 33万円) × 8.07% = 37,929円		

保険料の軽減について

低所得者への軽減

同じ世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等に応じて、保険料の均等割額について保険料が軽減されます。

この軽減を受けるためには、所得額を確認する必要がありますので、所得の有無にかかわらず申告をお願いします。(申告方法については市民課までお問い合わせください。)

軽減の割合は、同じ世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額などをもとに下の表の基準によります。

7割軽減	総所得金額が基礎控除額(33万円)以下の方
5割軽減	総所得金額が基礎控除額(33万円) + 24.5万円 × 被保険者数(被保険者である世帯主を除く)以下の方
2割軽減	総所得金額が基礎控除額(33万円) + 35万円 × 被保険者数以下の方

被用者保険の被扶養者への軽減

後期高齢者医療制度の対象となられる時点で、被用者保険(国民健康保険以外の保険)の被扶養者である方は、対象となられた月から2年間は均等割額の5割が軽減され、所得割額は課せられません。

さらに、平成20年4月から9月までは保険料を徴収しません。また、平成20年10月から平成21年3月までは9割軽減されます。

保険料の納め方

現在の65歳以上の方の介護保険料の納め方と同様に、年金から保険料が天引きされます。(特別徴収)

ただし、次に該当する方は、納付書や口座振替などにより、個別に納めていただくことになります。(普通徴収)
年金額が年額18万円未満の方

介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える方
平成20年4月2日以降に新たに後期高齢者医療制度の対象となる方(一定期間)

その他

特別徴収の方は、平成20年4月支給分の年金から徴収が始まります。普通徴収の方は7月から納付していただく予定です。

保険料額の決定通知書は平成20年7月にお送りします。(特別徴収の方については、仮徴収額の決定通知書を平成20年4月初旬にお送りします。)

後期高齢者医療制度の新しい被保険者証は平成20年3月下旬にお送りします(申請手続きは不要です)。平成20年4月1日以降に医療を受けられる場合は新しい被保険者証で受診してください。